

東京都海の森倶楽部設置要綱

平成 25 年 12 月 12 日 25 港臨公第 123 号

1 目的

海の森（開園までの期間においては海の森公園予定地、開園後においては海の森公園を指す。）について、広く国内外に情報発信するとともに、多様で魅力的な行催事や樹林地等の育成管理の機会を広く都民に提供し、都民サービスの向上を図るため、東京都海の森倶楽部（以下「倶楽部」という。）の設置その他必要な事項について定める。

2 倶楽部の設置等

（1）倶楽部の設置

都は上記 1 の目的に資するため、企業、NPO、学校、その他これらに類する団体が、魅力的な行催事、広報及び樹林地等管理に関する意見や企画案等について自由な意見交換を行い、企画案及び実行組織の形成を促す場として、倶楽部を設置する。

（2）倶楽部会合の開催

開催は年 4～6 回程度とする。

（3）事務局

倶楽部の庶務事務は都が行う。

ア 事務局は、東京都港湾局臨海開発部海上公園課に置く。

イ 事務局長は、東京都港湾局臨海開発部長を充てるものとする。

3 東京都海の森倶楽部会員（以下「会員」という。）

（1）会員

会員は、海の森の普及啓発及び樹林地等管理に関する企画案を持ち、かつ、それを実行する意欲を持つ企業、NPO、学校、その他これらに類する団体のうち、別紙 1 に掲げる欠格条項に該当しない団体とする。

（2）募集等

ア 都は、企業、NPO、学校、その他これらに類する団体を対象に会員を公募する。公募は、原則として年 1 回以上行う。

イ 募集要領は別途定める。

ウ 会員が上記3（1）に掲げる性格を失った場合には、都は当該会員を倶楽部から除名することができるものとする。

（3）会員の活動

ア 意見交換

倶楽部会合に出席し、海の森に関する行催事、広報及び樹林地等管理についての意見並びに企画案等について意見を述べる。

イ 企画案の実施

上記2（1）に掲げる企画案の実施に努める。

ウ 広報

会員の広報媒体等を活用し海の森の普及啓発に努める。

4 東京都海の森倶楽部会員事業（以下「倶楽部会員事業」という。）

（1）倶楽部会員事業

ア 倶楽部の意見交換を通じて提案され、海の森の普及啓発や良好な樹林地等の形成について効果的であると都が認め、実施の合意形成がなされた行催事、広報及び樹林地等管理に関する取組を倶楽部会員事業と称する。

イ 海の森において、都以外の者が実施できる行催事等は倶楽部会員事業のみとする。

ウ 倶楽部会員事業の実施に当たり、主催者は、行催事等の会場及び広報物において、別紙2に示す例により、当該行催事等が倶楽部会員事業であることを掲げ示すものとする。

（2）実施基準

ア 倶楽部会員事業は、下記の各号を満たすものとする。

（ア）都が定めた海の森の整備及び樹林地管理等に関する計画に支障を及ぼさないものであること。

（イ）海の森事業メッセージの発信に資するものであること。

（ウ）魅力的な行催事又は海の森の樹林地等の育成管理の機会を広く都民に提供するものであること。

（エ）公序良俗に反せず、その他、社会的非難を受けるおそれのないもの

（オ）当該倶楽部会員事業の目的が宗教的又は政治的な性格を有していないもの

(カ) 大規模な火気使用などにより周辺に危険や迷惑が及ぶものでないこと又は及ぶおそれがないこと。

イ 主催者は、参加者から参加料等を徴収することができる。

なお、これらの額が必要経費に照らして不当に高額でないものとする。

(3) 主催者

ア 倶楽部会員事業は、会員単体又は会員複数が主催者となり実施するものとする。

イ 主催者は、代表者を定め、収支計画及び実施体制等を整備し、倶楽部会員事業の実施に責任を負うものとする。

(4) 共催名義の付与等

ア 共催名義の付与

倶楽部会員事業は東京都港湾局による共催とする。

イ 上記アの場合における海の森の使用に関して、主催者は、海の森を倶楽部会員事業の会場として無償で使用できる。ただし、収益性のある事業等についてはこの限りではない。

ウ 行催事における特典

会員は、倶楽部会員事業としての行催事の実施に当たり、下記の各号を行うことができる

(ア) 会員又はその製品の宣伝活動の企画及び実施

(イ) 当該行催事等の名称の全部又は一部における企業等名の掲出

(ウ) 海の森等に関する普及啓発又は来場者の便益提供を目的とする物品等の販売

(5) 手続き

手続きは、別紙3に示す手順及び以下のとおりとする。

ア 企画立案、事前協議等

倶楽部での意見交換等を経て、会員は単体又は複数により倶楽部会員事業を企画する。収支計画や実施体制等を含む実施計画を立て、事前に都と協議を行う。

イ 会員への周知

事前協議を経て都が実施を可能と判断した企画につき、事務局は、その内容を会員に周知し必要な調整を行う。会員への周知は原則として倶楽部の開催による。

ウ 協定締結等

主催者は、都に対し、協定締結及び共催について様式1により依頼し、都は、これに基づき協定締結及び共催を行う。

エ 占用料等の納付

収支計画書において収益が見込まれる場合には、主催者は、占用料等を都に支払う。

オ 広報等

倶楽部会員事業の広報については、主催者による広報媒体及び公的媒体によって行う。公的媒体による広報は都が行う。

キ 原状回復等

当該倶楽部会員事業実施後の原状回復の責は、主催者に帰する。主催者は、原状回復後、都に対し様式2により実施の報告を行い、都の確認を得るものとする。

5 会員の特典

次の各号は倶楽部会員事業に準ずるものとし、会員は、都と協議の上、自らの責任において実施することができる。

その場合、会員は、様式3による協議書を都に提出し、別紙4に示す手順により、事前に都の承諾を得ること。

- (1) 倶楽部会員事業を実施した会員又は実施する見込みである会員による、当該年度におけるCSR活動及び社員・職員等に対する環境教育等のための海の森の使用。ただし、当該活動内容が都の樹林地管理計画等に合致したものである場合に限る。
- (2) 会員の営業・広報活動における倶楽部会員事業への参加状況に関する宣伝

6 その他

(1) 活動期間

ア 倶楽部は、「海の森公園一部開園に関する方針の策定について」（平成25年2月26日付24港臨公第169号）（以下「一部開園に関する方針」という。）に定める一部開園に先立って設置するものとする。

イ 倶楽部は、一部開園に関する方針に定める一部開園の後においても活動を継続するものとする。

(2) 継続及び退会

事務局長は、会員に対し、原則として年1回、会員継続の意思を確認する。

会員が退会を希望する場合は、様式 4 により事務局長宛に退会届を提出する。

なお、上記の退会届の提出は、随時行うことができる。

(3) 個人情報の保護

本倶楽部は「個人情報の保護に関する法律」その他個人情報に関する諸法令を遵守する。

附 則

その他、必要な事項は、事務局長が別に定める。

この要綱は平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

別紙 1

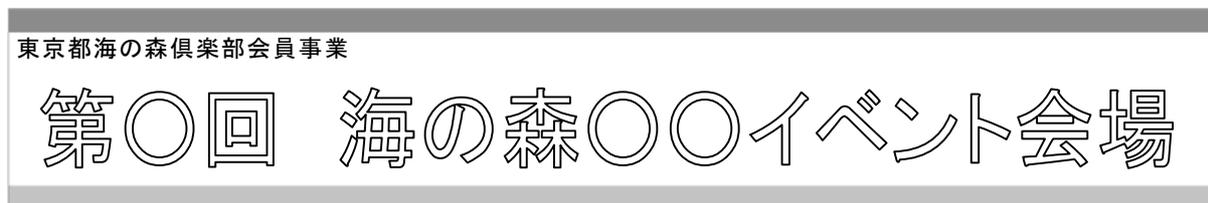
欠格条項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第2項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- ② 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③ 都税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ⑤ 東京都暴力団排除条例に関して、下記の各号のいずれかに該当するもの
 - 1号 暴力団等経営支配者
法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、役員、執行役員、支店又は営業所等を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する者を含む。）及び役員として登記又は届出が出されていないが事実上経営に参画している者（以下「役員等」という。）が暴力団員であるもの又は暴力団等が実質的に経営を支配するもの
 - 2号 暴力団員雇用者
暴力団員を雇用しているもの
 - 3号 暴力団等資金提供者
役員等又は法人に雇用されている者（以下「使用人」という。）が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - 4号 暴力団等利用者
役員等又は使用人が、自己、自社・自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められるもの
 - 5号 暴力団等親交者
役員等又は使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められるもの
 - 6号 その他の暴力団等関係者
役員等又は使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるもの

別紙 2

原則として表示面の左上部に、通常視認できる形状により「東京都海の森倶楽部会員事業」と表示する。

(例) 会場ゲート横断幕



(例) リーフレット

